

徳島県告示第五百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。
令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人平成博愛会	徳島市勝占町惣田九	介護老人保健施設ケアホーム鷺敷	那賀郡那賀町和食郷字八幡原四四四	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	令和四年四月一日
医療法人安達歯科	板野郡北島町高房字勝瑞境一三一二	安達歯科	板野郡北島町高房字勝瑞境一三一二	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション	同 五月一日